

日本スポーツ社会学会第2回大会 プログラム

会員のみならずには忙しい年度末を迎えておられることと推察いたします。さて第2回の日本スポーツ社会学会大会の日程および、プログラムが以下のように決定されましたのでお知らせしますとともに、大会出席のご準備をお願い申し上げます。

なお本年は発表演題の増加と、英国の社会学者、ジョン・ホーン助教授（スタッフォードシャー大学）の特別発表をプログラムに組んだため、一般発表は三つの会場で同時に行います。

1993年2月1日
研究委員会事務局 小椋 博

1、日時と会場

日時・・・1993年3月29日（月）午後0時～1時受付、1時からシンポジウム。

1993年3月30日（火）午後4時ごろ終了。

会場・・・香川大学教育学部、高松市幸町1-1、JR高松駅よりバスで約10分（詳しくは先日お送りした開催要綱と地図をご覧ください。）

2、プログラム

3月29日（月）

(1) シンポジウムの部・・・3月29日午後1～4時（教育学部 第3会議室）

シンポジウムのテーマ・・・「近代スポーツを超えるもの」

司会 佐伯聡夫（筑波大学）、小椋博（天理大学）

発表者とテーマ

・唐木國彦（一橋大学）

「文化変容の徴候としての『やわらかいスポーツ』」

・中村敏雄（日本体育大学講師）

「ポストモダンのスポーツ」

・亀山佳明（竜谷大学）

「近代スポーツを超えるもの—身体論の視点から」

コメンテーター・・・矢島ますみ（明海大学）、奥野卓司（甲南大学）、清水諭（筑波大学）

(2) 総会の部・・・3月29日午後4時15分～5時15分（シンポジウムの会場で）

(3) 懇親会の部・・・3月29日午後5時30分～7時（懇親会会場へ移動）

3月30日（火）

特別発表の部（教育学部 第3会議室）

司会 山下高行（立命館大学）、通訳 リー・トンプソン（大阪学院大学）

演題「ポスト・モダニズムとボディ・カルチャー」

3月30日、一般発表の部（発表20分、質問5分、その後全体討議）

第1会場の発表者とテーマ（教育学部 311教室）

第一部会 開発とスポーツ 司会 宮内孝知（早稲田大学）

9:00～9:25・・・前田和司（北海道教育大学旭川分校）

「＜スポーツと自然＞研究の視点」

9:25～9:50・・・佐藤利明（石巻専修大学）

「レジャー開発の展開と山村地域住民の対応—福島県稗警梯地域の事例から—」

9:50～10:15・・・中島信博（東北大学）

「スキー場開発と『村づくり事業』の展開—岩手県安比高原スキー場の近傍集落における事例研究」

10:15～11:00 — 全体討議 —

11:00～12:30

昼食

第二部会 スポーツの政策 司会 江刺正吾 (奈良女子大学)

- 2:10-2:35・・張世昌 (筑波大学)
「韓国におけるスポーツ政策に関する研究-第5共和国のスポーツ政策、特に国民体育振興法を中心に」
- 2:35-3:00・・中村裕司 (早稲田大学)
「スポーツ政策をめぐる分析試論」
- 3:00-3:25・・影山建 (愛知教育大学)
「国民体育大会の現状と課題」
- 3:25-3:55 — 全体討議 —

第2会場の発表者とテーマ (教育学部 312教室)

第三部会 スポーツ・レジャー研究の概念と方法 司会 山口泰雄 (神戸大学)

- 9:00-9:25・・西山哲郎 (大阪大学)
「段級制度：日本における”SPORTS”の『翻訳』」
- 9:25-9:50・・岡田光弘 (筑波大学)
「『スポーツ問題』の社会学へ向けての基礎理論的考察」
- 9:50-10:15・・川西正志 (鹿屋体育大学)
「スポーツ・レジャー社会学におけるクオリティ・オブ・ライフ研究」
- 10:15-10:40・・橋本純一 (信州大学)
「レジャーとパワー (権力)」
- 10:40-11:20 — 全体討議 —
- 11:20-12:30 ————— 昼食



第四部会 「祭り」・応援とスポーツ 司会 杉本厚夫 (京都教育大学)

- 2:10-2:35・・松田恵示 (大手前女子大学)
「シンボルとしての民族スポーツ=運動文化と『祭り』現象の創出に関する考察」
- 2:35-3:00・・高橋豪仁 (徳島文理大学短期大学部)
「プロ野球観戦における集団的沸騰に関する研究-応援のリズム・パタンに注目して」
- 3:00-3:20 — 全体討議 —

第3会場の発表者とテーマ (教育学部 313教室)

第五部会 身体とスポーツ 司会 中嶋昌彌 (大阪女子大学)

- 9:00-9:25・・日下裕弘 (茨城大学)
「日本の自然遊：『ゆ』の習慣 (ハビトウス)」
- 9:25-9:50・・田中励子 (奈良女子大学)
「スポーツによる身体変工としての女性の瘦身づくり」
- 9:50-10:15・・項建初 (愛知教育大学)
「中国養生法の文化的特徴に関する一考察」
- 10:15-10:40・・小谷寛二 (水産大学校)
「身体技法の歴史・社会的分析に関する研究-近代以降の身体につくられ方 (2)」
- 10:40-11:20 — 全体討議 —
- 11:20-12:30 ————— 昼食

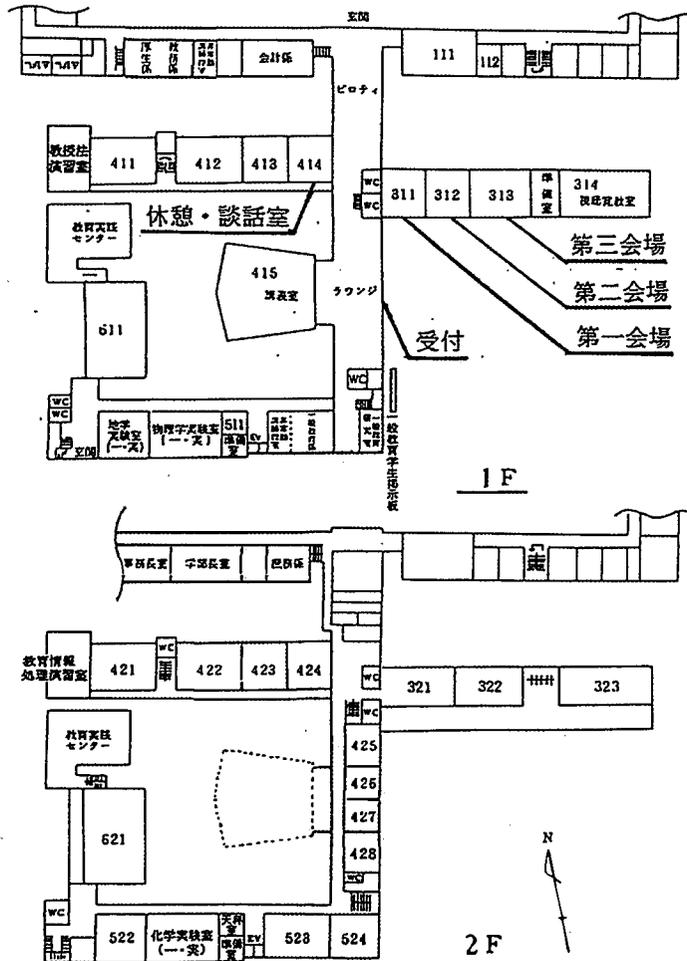


第六部会 スポーツ文化の諸相 黒田 勇 (大阪経済大学)

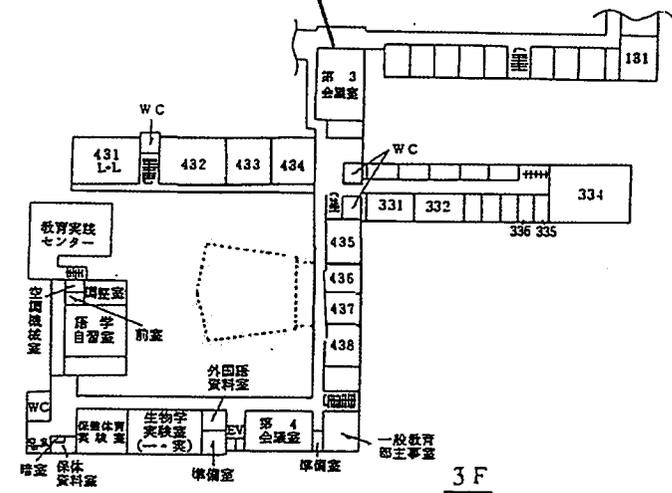
- 2:10-2:35・・野川春夫 (鹿屋体育大学)
「日本スポーツの閉鎖性に関する研究-スポーツの国際化と外国人選手の受け入れ-」
- 2:35-3:00・・東元春夫 (芦屋大学)
「スポーツにおける『大義名分』序論」
- 3:00-3:20 — 全体討議 —

以上

会場案内図



シンポジウム・総会・特別発表会場



受付・・・ラウンジ

シンポジウム・総会・特別発表会場・・・第3会議室(3F)

第一会場・・・311教室

第二会場・・・312教室

第三会場・・・313教室

休憩・談話室・・・414教室

唐木園彦 (一橋大学)

ニュースポーツ、ソフトスポーツ、マージナルスポーツなど、何かこれまでの「スポーツ」とはちがうものが台頭しつつある、という実感をもつ人が多くなっている。何が、どのように、なぜ、変化しつつあるのか。それを究明するための理論的枠組を検討するのが本報告の目的である。

私はまず、「スポーツ」が変容しつつある、という問題設定のミクロ的な視点を反省したい。なぜなら、「スポーツ」が変容し別ものになっていくなれば、それは消滅であり、スポーツ社会学の対象の解体ということになってしまうからである。そこで私は、この文化変容の本質を説明するための方法的概念として「運動文化」という上位概念を採用し、マクロ的な視点を確保することことを提案する。

「運動文化」は、人間の身体運動を体系化した固有の文化である。これは人間の精神活動の所産である科学や宗教、芸術からも区別される独自の文化のジャンルである。近代的な「スポーツ」は、この「運動文化」のひとつの様式であり、たかだか一世紀半余りの歴史をもつにすぎない。歴史的に見れば、馬上槍試合、射撃、民俗的遊戯などさまざまな「運動文化」の様式が存在してきた。今日でも武道、体操、ダンス、近代トレーニング法など、かならずしも「スポーツ」と同一視できない諸様式が存在する。私たちが文化変容を問題にする場合、この上位概念としての「運動文化」の変容と、その一様式としての「スポーツ」の変容とを分けて考える必要があるであろう。そして、そのためには、「運動文化」の構造を明らかにしておかねばならない。

「運動文化」は一定の様式により、一定の組織、制度を通じて一定の社会的機能を果たしている。それを図示すればつぎのようになる。

<文化類型>	運動文化	精神文化、物質文化 (A. Wohl)
<様式>	スポーツ 武道 体操 ダンス 近代トレーニング法 etc.	
<機能>	教育 遊び 療育 保健 営利 軍事 政治 etc.	
<制度>	学校 行政 クラブ 企業 軍隊 警察 病院 etc.	

上図のように、今日の「運動文化」には、さまざまな様式があり、それらが多様な制度を通じて多様な社会的機能を果たしているのである。たとえば、スポーツを教育のために学校を通じて行うこともあれば、療育のため病院で行うこともある。また、武道を政治のために学校で行ったり、近代トレーニング法を保健のため企業で採用することもある。

さて、こうしたマクロ的な全体構造のなかで主題の文化変容についていえば、つぎの論点が浮びあがってくる。

- 1) 現代の運動文化は、その様式、機能、制度において拡散と集中という二つの運動の方向をもっている。
- 2) 拡散とは、従来の運動文化が「スポーツ/教育/学校」あるいは「スポーツ/遊び/クラブ」以外の組合せが発展してきていることを意味する。また「遊び」についても、R. Caillois の分類にしたがっていえば、アゴーンからアレアにわたる広範な分散化過程がすすんでいる。
- 3) 集中とは、上述の拡散現象のもとで制度上の主導権をどこが握るかが争われていることを意味する。たとえば、昨今のスポーツの商業主義化の潮流は、従来は学校、行政の側にあった主導権の流れが企業の側に再編されつつあることを示している。
- 4) 拡散と集中という二つの矛盾する運動を統一するカギは、情報ネットワークである。ますます多様化、複雑化する運動文化に人々がアクセスするには、必要な情報を入手することが不可欠となる。そのためにいかなる情報システム、情報ネットワークをつくり、どの制度が支配的な立場に立つかが大きな社会的課題になっているといえる。

冒頭にあげたミクロとしての「スポーツ」の変容は、こうした運動文化全体の構造的変化の一つの表現であり、私が提唱してきた「やわらかいスポーツ」の台頭はたんなる「スポーツ」の変異体 (バリエーション) の出現としてとらえてはならないと考える。

なぜ、こうした構造的な変化が出現したのであるのか。これについては、H. リッセの分析が注目される。彼は『スポーツの社会学』(1921年)において、大衆のスポーツ参加の増大がスポーツのあり方を変化させただけでなく、文化概念そのものを変化させたと分析している。このリッセの主張が正しいとすれば、拡散と集中に象徴される今日の運動文化の変容は、今世紀初頭にはじまる大衆のスポーツ参加と、その量的拡大に対応する要求の多様化に深くかかわっているといえることができる。

「近代スポーツを超えるもの」

中村 敏雄
(日本体育大学)

I. 近代スポーツの限界到達感の増幅

1. フェアーな自由競争の衰退・崩壊
スカウト、ドーピング等のアンフェアな行為の拡大) 非人間化の進行
トレーニングの長時間化、職業化の拡大
2. 経費支出における優劣差の拡大・放置 —— 不自由・不平等の拡大・放置
勝敗と支出経費額の関係の明確化
合宿・遠征等の回数と勝敗の関係
3. ルールの内包する近代性の限界露出
平等原理の無視
審判(人間)による判定の無力化(機械化)
4. 体育会系人間の価値の下落
(組織活動型) 人間に対する嫌悪感の増大
(生産性至上主義型)

II. 「面白さ」要求の変容

1. スポーツを「する」派と「見る」派への「二極分化」の早期化
2. 「見る」派の「面白さ」要求に対する「する」派の妥協、迎合
マスメディアの「見る」派寄り報道の増大
3. 勝利至上主義への不快感の増大
メダルの「金まみれ」化への不快感
4. 「面白さ」享受の多様化の進行・承認
同好会・ニュースポーツの流行
5. 鍛練主義・根性主義批判の具体化
「1時間・1万円の練習で空を飛ばす教室」の出現

III. 近代スポーツの何を超越するのか

1. 超越「対象」・・・スポーツの内包する近代性(思想, 社会状況, 組織形態等)
2. 超越しようとする「人」・・・担い手とその思想, 支持集団等
3. 超越しようとする「意志」・・・その教育と共感, 拡大運動等
4. 超越「可能性」・・・歴史的経験の不足, 消極性・保守性, 無関心
5. 意図的文化変革経験の欠如(主体性の欠如)
(1) 完成された文化としてのスポーツの輸入, 普及(「追いつき・追い越せ」中心主義)
軟式テニス・軟式野球・軟式卓球等の実用主義的(後進国的)対応
(2) 自国文化の輸出経験の不足(他国民による自国文化の変革経験の不足)
国際柔道連盟と全日本柔道連盟の確執
(3) スポーツの文化・社会[史・学・論]的研究・教授・学習の貧困性
「教材」研究レベルに停滞(実用主義)
6. スポーツ享受の主体性の追求・確立

IV. 近代スポーツをどう超越するのか

1. スポーツの選択, 実施, 観戦等における多様化の承認
多様化から再統一へ(自然成長か意図的変革か)
2. 文化・社会[史・学・論]的スポーツ教育の実施
技能中心主義(できる, うまくする)からの脱皮=学校体育の根本的変革
スポーツの享受・変革に関する国民の役割認識の明確化
3. 競争の質的転換の意義・可能性の検討
(1) 競争の質的転換
形式と(から)内容の転換の可能性
競争の目的(種類)の転換の可能性
(2) 競争の過程・結果に対する評価視点の転換の可能性
4. 未来社会における人間像の明確化とスポーツの関係の追求
5. スポーツ享受要求における「人間らしさ」の明確化

亀山佳明（龍谷大学）

< 超出の方向 >

近代スポーツを超えるものを指摘するには、まず近代スポーツとは何であるのかという定義が不可欠であろう。ここでは次のような広い定義を掲げておきたい。近代スポーツとは、近代の英国社会で生まれた遊びの要素をもった身体技法の集合体である。より狭義の定義としては、A・グートマンの7つの指標がある。「超え出る」という意味は、これらの諸定義からはみ出す現象や出来事が存在しているということである。この超出は多様であるはずであるが、次の3つの軸を設定することで超出する方向を整理しておこう。

(1)共時態：比較文化の視点でもある。近代スポーツが近代英国の身体文化であるならば、当然、世界の他の社会はその社会に特有の身体文化(エスニック・スポーツ)を有しているはずだ。こうした文化間の比較の問題と同時に文化接触の問題も生ずる。ベースボールが日本に取り入れられて野球となったこと、あるいは民俗スポーツが近代スポーツ化されること(ブスカシの例)。

(2)通時態：近代と前近代、近代と超近代の比較。とりわけ超近代への超出。近代という社会が絶えず自己の内部から新しさを引き出す社会であるのなら、それは当の社会の身体技法にも当てはまる。科学テクノロジーの進展に伴う新しいスポーツの創出(ハンググライダーやマリン・スポーツ)、技能の進歩(グラスファイバー製の棒)、人体の改造による記録の更新(ドーピング)。

(3)存在態：人間は世界内存在=身体存在であるという観点。ここでは外部からとらえられる身体論(生理学的研究、身体技法論、フーコー流の権力論)とは異なって、生きられる身体という視点からとらえられる身体が問題とされる。

< 2つの身体性 >

スポーツを楽しむには、2つの基礎的な身体性が要求される。<共同性>と<超個性>である。共同性とは、主体の身体が絶えず他者の身体を志向することである。この身体性によって、個と個、個と集団の間の多様な関係が生じてくる。スポーツの面白さは、これらのフォルムが瞬間的に多様に変化するところから生み出される。これはとりわけチームスポーツにあてはまるだろう。超個性とは、個と全体との間に生ずる身体性である。運動する個は、その運動の過程の中で、周囲の世界や対象と溶け合って、一体化し、自らを全体的なものと感じる。これはチクセントミハイが「フロー経験」と呼んだ身体性のことでもある。これら両者の身体性はどのスポーツにも多少ともふくまれているのだが、前者の身体性がチーム・スポーツに多くみられるのに対して、後者は、スキーやサーフィンのようなパフォーマンス型のスポーツに多くみられる。

< ゲーム型とパフォーマンス型 >

『レジャー白書』によると、大衆スポーツ(するスポーツ)に変化が認められる。

(1)ゲーム型のスポーツ(野球、バレーボール、卓球など)がここ10数年の間に衰退を見せていること。これに対して、

(2)若い世代を中心にして、パフォーマンス型のスポーツ(スキー、サーフィン、ハンググライダー、マリン・スポーツ)の享受人口が上昇傾向にあること。

これら2つの傾向を先の身体論から言い換えれば、人々の生きられる次元での身体の<社会的性格>が<共同性>から<超個性>に変遷していることになる。遊びの身体と労働の身体とがR・カイヨワの言うように親和関係を有するのであれば、<近代産業社会>と<共同性>、<情報社会>と<超個性>との親和関係が想定できるのではなかろうか。そして<近代産業社会→情報社会>、<共同性→超個性>も対応しているとおもわれる。すなわち、社会変動は知覚・運動身体の変化でもある。

《スポーツと自然》研究の視点

北海道教育大学旭川分校 前田和司

現在、人間と自然との関係性を見直すことが最も重要な社会的課題として認識されつつある。「スポーツの世界」も最早それとは無関係ではられない。

大学の講義の中でスキーやゴルフは学生に大変人気の高いものの一つである。その一方で、スキー場やゴルフ場の開発は常に自然破壊という問題を内在させている。また、キャンプ、登山、釣り、カヌー等といったアウトドア・スポーツは、「自然派」を自認する人々の間に着実に愛好者を増やしつつあり、「自然教育」の観点から「自然と親しむ」ための有効な手段として考えることもできる。しかし、これらアウトドア・スポーツ愛好者による自然破壊の例が少なからず問題視されるようになってきているのも事実である。いったい「スポーツ」とは、この今日的課題にとっていかなるものなのであろうか。我々はどうやって「スポーツ」と「自然」との「あいだ」を理解していけば良いのだろうか。

スポーツと自然の関係を、スポーツ種目を「親自然スポーツ」と「反自然スポーツ」とに分類することによって整理しようとする方法もある。しかし、この方法は単純に過ぎ、現状をうまく理解することを妨げる可能性がある。ブルデューが「名称の単一性が、スポーツ実践のやり方の拡散を覆い隠してしまう（P.ブルデュー『構造と実践』新評論、1988）」と指摘しているように、例えば「スキー」を「親自然スポーツ」あるいは「反自然スポーツ」としてレッテルを貼り付けることには注意が必要である。正確には様々な形態のスキー実践それぞれについて、その「親自然性」「反自然性」を詳細に検討するべきである。

そして、スポーツ実践の「親自然性」については、少なくとも2つの側面をみていかなければならない。一つはスポーツ実践の内側の問題である。今日のスポーツに支配的な体力主義、技術主義は、我々の意識を「物理的身体」の内へ内へと収斂させる傾向がある。そのため、スポーツの環境はあくまでもそのスポーツ実践のためのグラウンド、コート、コースに留まってしまい、自然は施設としてしか認識されない。これは日本のゴルフ、ゲレンデ・スキーのあり方を典型とし、登山やワンダーフォーゲル、クロスカントリースキーの一部にも認めることができる。自然を施設として矮小化することを避けるためには、スポーツ実践を体力主義、技術主義から解放し、物理的身体への過度の内向を抑制することを考えなければならないであろう。この段階にきてはじめて我々は自然と向き合えるの

だが、次に問題となるのはスポーツ実践と自然を理解することとの間の深い溝である。

代表的なアウトドア・レクリエーションであるキャンプは、新たな愛好者層を生み出しつつある。彼らの多くはマスメディアを通じて啓蒙された「自然派」であり、アウトドア・レジャー産業の有望な市場でもある。その主な目的は購入した道具を使いこなすことであり、自然の中に居ながら自然の疑似体験を求める傾向がある。彼らにとって風景としての自然に親しむことはできても、自然の生態について理解することは困難なことなのである。これは我が国においてスポーツが都市的状況を基盤としてきたことに少なからず起因するだろう。この点について親泊の次の指摘が興味深い。日本には生活の基盤として自然を常に見つめてこなければならず、経験的に生活の中から自然の法則をつかみとり信仰という形に転換し慣行を通して実践化してきた農山漁村の人々がいる一方で、すでに自然による生活の危機から解放された余裕があり、多くの文学・絵画等の精神的・文化的な面から語られる自然観に基づく都市の人々がいる（親泊素子「日本の自然保護運動の二元性」黒坂三和子編『日本の人と環境とのつながり』思索社、1989）。前者はエコロジカル・マネジメントに通じる自然との相互関係を示し、後者は自然を一方的に解釈したり愛するといった関係をあらわす。日本のスポーツはこの後者の人々と底流においてつながっているのではないだろうか。つまり、我が国においてスポーツは人間と自然とを相互媒介しない構造に置かれているのである。ある山村に永く伝承されてきた子供たちによる祭礼は土地の人々にとって自然との深い結びつきを再確認する場であったが、スポーツ少年団活動が活発化することによって廃れてしまったという事例などは、スポーツの持つ性格を端的に表わしている（前田和司「山村における『自然教育活動』の成立とその背景」『体育・スポーツ社会学研究』7、1988）。

では、スポーツ実践の「親自然性」とは虚構に過ぎないのか。実は、我々はそれを見出す作業をまだ始めていないのではないのだろうか。今日、森林や河川について最も通じている人々は林業従事者、川漁師、そして自然の恩恵によって自らの生活の体系を構築している人々であるという。しかし、産業システムの拡大は彼らの暮らしを変容させ、自然と付き合うための「知」も埋もれつつある。《スポーツと自然》研究は、自然との関わりの中から生活及び文化の体系を築いてきた農山漁村生活者の立場に近づく努力をしつつ、その上に新たにスポーツ実践を組み立てることになるだろう。農山漁村生活者の「知」を正當に評価し、都市生活者に生活文化としての自然体験を提供する、その架け橋としてのスポーツ実践のあり方の模索は、スポーツ実践の「親自然性」の模索に他ならない。

レジャー開発の展開と山村地域住民の対応

－福島県裏磐梯地域の事例から－

佐藤利明

(石巻専修大学)

1987年に成立した総合保養地域整備法（「リゾート法」）によってにわかには高まったリゾート開発ブームの底流には、中央との格差が拡大する中で、過疎脱却の決め手を欠く地方が4全総における長期滞在型保養施設整備構想に位置づくリゾート構想に手っとり早い地域振興策として飛びついたことや、リゾートマンションやゴルフ会員権が資産投機の対象となったことなどがある。その後の状況変化の中でリゾート開発は様々な問題を投げかけているが、各地では構想計画の実現にむけてなお開発工事が続けられている。

そもそもリゾート開発が登場した社会的背景には政策意図的なものの他に「スポーツの現代化」と呼ぶことのできる今日における「スポーツブーム」とそれに対応したスポーツ・レジャー市場の拡大がある。各地のリゾート構想が「金太郎飴」的と言われるのは、その中身がおしなべてホテル・ゴルフ場・スキー場（ないしは、マリーナ）を軸としているからであるが、そこにゴルフ・スキーに特化した今日のスポーツブームの実相をみることができる。

リゾート開発の政策的問題性やその限界性については既に種々指摘されている通りであるが、スポーツと結びついたリゾート開発・レジャー開発が具体的にいかなる地域状況のもとで展開しているのか、開発が地元住民にとってどのような問題を提起し住民の生活課題にどう結びつくのか、開発による環境問題の発生ともあわせて、一様に解体化・崩壊の危機的状況下にある山村社会の内発的な地域活性化の方向を考える上で様々な問題を提起していると考えられる。

この報告で取り上げる事例対象地の裏磐梯地域は、リゾート構想指定第1号の一つである福島県の「会津ウレシュリゾート構想」のエリアに位置づくが、そもそも磐梯山周辺地域は旧来より磐梯山の山岳信仰や登山、猪苗代湖の湖水浴、会津若松市と結びついた観光地であった。山村としての裏磐梯地域は60年代後半以降夏場の高原リゾート地、秋の行楽地と変わり、さらに猪苗代湖に向けた磐梯山南斜面のスキー場開発に連れて裏磐梯地域にもスキー場が開設されるに伴って通年型の行楽地と化してきた。こうした開発展開は地元住民の生活に様々な影響を及ぼしてきたが、それは端的には農家の民宿化とペンションの増加、スキー場雇用の創出ととらえられる。しかし、他方で観光客の増加にともなって環

境の問題（水の汚染や行楽シーズンの自動車騒音や排気ガスなど）が生じてきている。さらに大規模ホテルの建設と今シーズン開設のスキー場は現段階では地元雇用の限界を越え、さらにスキー客・観光客の増加は新たな水問題（水源確保と水質汚染）の発生を干渉させている。

報告では、スキー場開発を主体とする裏磐梯地域のレジャー開発の展開と問題点を事例的に分析すると共に、住民の観光化への対応過程を考察することを通して山村の内発的な地域発展の方向性を探ってみたい。

なお、この報告は松村和則（筑波大学）を代表者とする日本生命財団の助成研究「『スポーツの現代化』と地域開発の課題－生態系破壊のリスク認識と村落社会の変容に関連して－」（1992年度）の共同研究の成果に基づいている。

スキー場開発と「村づくり事業」の展開

—— 岩手県安比高原スキー場の近傍集落における事例研究 ——

中島信博（東北大学）

本報告は、スキー場の開発によって農山村集落がどのように変化していくかというテーマについて、岩手県においてかねてより実施している事例研究の一環をなしている。今回は特に、スキー場近傍の集落を対象に実施されている「中山間地域農村活性化総合整備事業」に注目し、その意味を検討してみたいと考えている。

既に昭和40年代初期から、岩手県北・八幡平地域に残された有力な観光地として、安比地区は注目を集め、企業が開発事業への参入を希望し始めていた。しかし、より具体化の様相をおびてくるのは、昭和40年代の中期に、林野庁が「総合森林レクリエーションエリア整備事業」を打ち出してからのことであった。さらに10年の歳月を要した後、昭和50年代中期ようやく、実際にスキー場が開設されるに至った。このように計画段階から約20年が過ぎ、スキー場開設から数えても約10年以上が経過した安比高原スキー場であるので、開発事業が近傍集落にどのような影響を及ぼすのかを検討するうえで、興味深い事例となりうると考えられる。

ここでいう近傍集落（「中山間地域農村活性化総合整備事業」の対象となる集落）には、古くからの3つの集落（細野・星沢・黒沢）と、新しい戦後開拓の集落（豊畑）が含まれている。報告では、特にスキー場に比較的近いという位置関係から、豊畑と細野の2つの集落に注目してみたいと考えている。スキー場開発に関連して、すでに民宿がかなり多く開設されるにいたり、また今回の「中山間地域農村活性化総合整備事業」が具体的に展開される場所という意味でも重要な地域であると思われるからである。

近傍集落は一般的に畑作地帯であり、昭和30年代までは木炭生産・林業労働・畜産などに従事することが多かった。開田による米づくりが本格化したのは昭和30年代から昭和40年前後であり、高度成長期以降は木炭生産の崩壊によって、出稼ぎが一般化した。そうした生業基盤のなかでのスキー場開発受け入れであったことにも留意しておきたい。

ともあれ、スキー場開発の一定の「成功」を受けて、集落の「再編成」が問題として提起されてきたわけであり、住民や行政当局がどのように対処しようとしているのかを、精確に把握しその論理を汲み取ることが心掛けたと考えている。

1. はじめに

スポーツ政策は、特定の社会的条件を背景に、社会的諸力（政治、経済、社会、文化、教育等）と深く関係を持ちながら、体制の維持と政治的課題を解決するために、統治者がスポーツを統制する基本的な政策であると考えられる。従って、韓国におけるそれぞれの共和国の統治者は、特定の社会的条件を背景とした政治的課題を解決するために、スポーツの多様な社会的機能を利用し、具体的なスポーツ政策を展開してきたと考えられる。韓国における第5共和国のスポーツ政策は競技力の向上による国威宣揚とスポーツの生活化による強健な国民の育成であった。しかし、現在の新しいスポーツ政策は、全ての人々の健康と楽しみの権利を保障し、明るく豊かな国民生活を目指した新しいスポーツ運動である。この大きなスポーツ政策の転換には、どのような社会的背景と政治的課題が存在するのかを客観的に捉え、分析することは、韓国のスポーツ政策の今後の発展にとって重要な意義を持つとともに、現在のスポーツ政策の諸問題を解決するための基礎的な研究になると思われる。

本研究では、韓国における88ソウル・オリンピックの成功的な開催のための準備期であった第5共和国が、これまでの国民体育振興法を改正して具体的にどのようなスポーツ政策を展開してきたのかを検討し、それを第5共和国の政治的課題と関連して検討することを目的とする。つまり、国民体育振興法は、どのような政治的課題を担って改正されたのかを明らかにしようとする。

2. 先行研究の検討

先行研究によれば、政治はスポーツとの関係において、直接的には政策によってスポーツに影響を及ぼすが、それは支持・援助あるいは統制によるスポーツの機能操作に係わる。そのため、政治は政治的課題を果たすために役立つスポーツの社会的価値と存在意義を強調し、スポーツの機能にもとより影響を及ぼす。一方スポーツは、政治的支援を受けるために政治的課題を果たすような役割を引き受け、スポーツと政治は深く関連している。このように、先行研究では、スポーツと政治は相互関連していると捉えているが、統治者が当面する政治的課題を解決するために、スポーツ政策をどのように展開したのかを分析した韓国における具体的な事例は見られない。

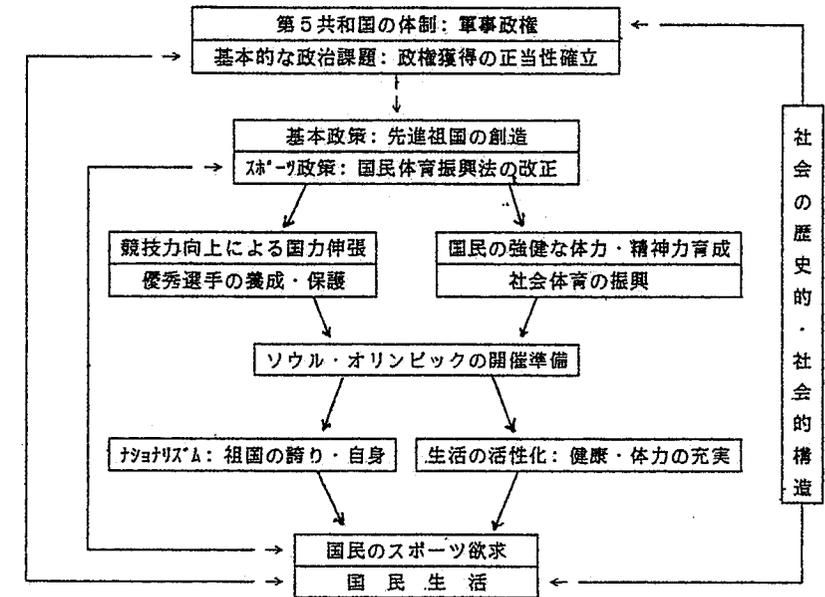
従って、本研究の目的のためには、スポーツと政治の関連を分析する枠組を形成し、その枠組に基づいて韓国における第5共和国のスポーツ政策を検討することが必要である。

3. 研究の方法と分析の視点

研究の目的に対応する研究の視点を考えてみるならば、スポーツと政治の係わりにおける研究の中で、特に、佐伯のスポーツの社会的構造を参考にし、スポーツと政治の関連の枠組を図1のように設定する。そして、韓国におけるスポーツ政策が政治的課題の解決にどのように関連してきたのかを分析するための一つのステップとして、88ソウル・オリンピックの成功的な開催のための準備期にあたる第5共和国の国民体育振興法を事例に取り上げ、1) 第5共和国の政治的課題と国民体育振興法はどのように関係しているのか、また、2) 国民体育振興法が第5共和国の政治的課題の解決においてどのような役割を果た

してきたのか、という二つの関係を具体的に分析する。

〈図1〉本研究における分析視点



4. 結論

1) 第5共和国の政治的課題と国民体育振興法はどのように関係しているのか？

クーデターによって政権獲得をした第5共和国の全斗換政権は、基本的な政治的課題として先進祖国の創造による政権獲得の正当性確保もっているが、スポーツを通じた国威の宣揚が非常に重要であると捉え、その政治的課題を解決するためにスポーツ立国を強調し、韓国スポーツの方向を提示して国民体育振興法を改正した。即ち、第5共和国の国民体育振興法は政権獲得の正当性を確保する手段の一つであったと言える。

2) 国民体育振興法が第5共和国の政治的課題の解決においてどのような役割をはたしてきたのか？

国民体育振興法は第5共和国の政治的課題（政権獲得の正当性確立）の解決に大きく貢献した。即ち、ソウル・オリンピックの誘致に成功し、国民体育振興法にもとずいてスポーツ振興法をを回り、競技力向上による国力伸張の誇示とともに社会体育の生活化・活性化による国民のスポーツ欲求の充足に対応したことは、卓越な指導力の象徴となって政権の獲得の正当性の確立に重要な役割を果たしたと言える。

政策とは例えば、「政治が追求すべき目標とその達成の計画を示すもの」（『現代政治学小辞典』）と定義されている。理論的にはその主体として、国や自治体といった政府（政府政策）や団体・企業（企業政策）、市民（市民政策）などが挙げられる。

スポーツ政策についても同様に上記のような主体が考えられるが、本発表では政府によるスポーツ政策に焦点を当てつつ、団体・企業や市民の主体性確立の可能性も含めてスポーツ政策をめぐる分析の枠組みを提供したい。

スポーツをめぐる政府政策を分析の基点に据えるとしても、どのような政府及び政府間レベルを対象とするかで分析対象はいくつかに分かれる。その時々政治的・社会経済的状況の中での国家間レベルにおける戦略的外交政策の一環としての対外スポーツ政策、自治体間の国際スポーツ交流政策、国内における政府間関係（国と都道府県、都道府県間、都道府県と市町村、市町村間、その他政府と企業・団体、政府と市民といった関係も含む）から派生するスポーツ政策などがそれである。

また、政府が現代のスポーツ政策をどのように捉えているのかを明らかにするためには、特に近代以降のスポーツ政策史について、概説史のみならず戦後の日本のスポーツ政策を方向付けた特定の時期に焦点を絞った実証研究が不可欠であると思われる。例えば、1930年代の後半から終戦までの戦時下における「国民体育」政策といった課題は、戦前・戦後のスポーツ政策の連続性と断続性を把握するための極めて重要な問題設定であると考えられ、当時の政府関係資料の収集整理や地域での聞き取り調査も含めた研究の蓄積が待たれるところである。

スポーツ政策をめぐる分析対象の政府レベルと時系列レベルにおける捉え方について簡単に述べたが、政策のどの段階に研究の視点が置かれるかにより大きく2つの政策段階が提示される。すなわち、「政策決定」と「政策実施」の段階である。両者を広義概念とすれば、前者については市民によるスポーツ要求やスポーツ政策立案なども含まれるであろうし、後者については実施段階でのプログラム変更や裁量の行為が含まれるため、スポーツ政策に関わる実際場面で両者が厳密に区別されるわけではない点に留意しておきたい。換言すればスポーツ政策研究の支柱となる一つの領域として政策決定過程や政策実施過程といった「政策過程」の研究が重視されることになる。さらにその研究関心を時間的展開

に置くのか、あるいはスポーツ関連諸組織の機能的展開に置くのかとでは研究のスタンスや知見に大きな差異が生じてくる。

さらに、マクロレベルやミクロレベルの政策に関わらず、研究分析手段としての概念枠組みが問われなければならない。社会学や政治学・行政学といった学問領域における分析概念装置を検討することが政策研究の前提となる（例えば、組織社会学における個々の組織の構造と機能様式に関する実証的研究と理論的分析の検討）ことを指摘しておきたい。

スポーツ政策研究への取り組みは政策状況の把握から始まる。政府政策を主要な研究の対象とする場合には、個々の政策データを政府提供資料に依存する傾向にあるため、政府による価値志向的な政策の妥当性や評価をそのまま受け入れることは回避しなければならない。スポーツをめぐる政策の形成や執行はスポーツ状況及びその政策状況の把握があって可能となる。以下、一例として日本における政府によるスポーツ政策状況を捉えるための構成要素を4項目にわたって提示しておく。

- (1) スポーツ状況の把握：a) スポーツ参加（種目別スポーツ参加状況等）、b) スポーツ施設（設置者別・種目別スポーツ施設数等）、c) 学校体育施設の開放（小・中・高別開放数等）、d) スポーツ指導者（形態別指導者数や文部省認定指導者数等）、e) スポーツクラブ（加入率等）、f) 体協加盟のスポーツ競技団体（種目別登録員数等）、g) 国際競技大会の成績や日本での開催（オリンピック大会やアジア大会など）。
- (2) 文部省体育局的スポーツ政策：a) 文部省体育局的組織及び予算（体育課・生涯スポーツ課・競技スポーツ課の所掌事務と予算、補助金システムや諸組織の連関、所管スポーツ団体等）、b) 日本体育協会（スポーツ振興事業等）、c) 日本オリンピック委員会（選手強化事業等）、d) 保健体育審議会（72年答申と89年答申等）、e) スポーツ振興基金（助成対象者等）、f) プロスポーツ政策。
- (3) スポーツ政策に関わる他の諸組織及び法令：a) スポーツ行政関連省庁（関連11省庁のスポーツ振興事業内容と予算）、b) 各政党のスポーツ政策（政治的背景等）、c) スポーツ振興法（条文の法的性格）。
- (4) スポーツ振興事業の実際：a) 総務庁による行政監察（生涯スポーツ推進事業、社会体育指導者派遣事業、公共スポーツ施設の利用者サービスや設置計画、学校体育施設の開放、国民体育大会の運営等）、b) 競技スポーツの重視（JOCによる一流競技者の育成と財源獲得を目的とするスポンサー企業との結びつき等）、c) 企業とスポーツ（スポーツ産業）、d) リゾート法（ゴルフ・スキー場等のスポーツリゾート開発）。

国民体育大会の現状と課題

影山 健（愛知教育大学）

1 研究の目的

この研究は、国民体育大会に関して、これまで住民の間で、どのようなことが問題となってきたかについて明らかにするとともに、今後の改善策について考えることにある。

2 国民体育大会に対する批判

国民体育大会に対する住民の間での批判は、1960年代後半になって顕著になり、その後県によって運動の強弱はあるが、徐々に強まってきている。とりわけ最近は、「国民体育大会」そのものを問う批判が大きくなってきている。香川県においても、昨年秋には、「国体と教育を考える香川県連絡会」が結成されている。

参考までに、これまでに住民の間で出された、主な国体批判書をあげると次のとおりである。

- | | | |
|------|----|-----------------------------|
| 1966 | 大分 | 「国体白書」 |
| 67 | 埼玉 | 「埼玉国体白書」 |
| 68 | 福井 | 「だれのための国体か」 |
| 1976 | 佐賀 | 「国体黒書」 |
| 78 | 宮崎 | 「国民体育大会酷書」 |
| 1985 | 鳥取 | 「鳥取国体を県民のものにするために」 |
| 87 | 沖縄 | 「第42回沖縄国体の現状と課題」等 |
| 88 | 京都 | 「国体これでいいのか－2巡目、京都からの提言」 |
| 1990 | 福岡 | 「まきこまれたら恐ろしい－90福岡国体たたかいの記録」 |
| 92 | 山形 | 「国体って何？－2巡目、山形からの報告と提言」 |

国体に対する批判の高まりとともに、反対運動も最近では多様化してきているが、福岡では、「国体公金支出損害賠償請求住民訴訟」という形で、裁判闘争まで起こってきている。

3 今後の課題

1990年には、総務庁から、国体についての行政観察の結果が出され、文部省等に対して「国体に開催に係わる基本的な共通ルールの策定」の必要等が勧告されている。国体改革の一つは、国等が、今後これに対してどう対応していくかにあるといえよう。

‘sports’が資本主義やモダニズムと共に生まれたものであり、またそれらを支える人間を生み出すうえで重要な貢献をなしたことを指摘する研究家は少なくない。その一方で、‘sports’を労働の対立物とみなし、精神的貴族趣味としてのアマチュアリズムを称揚する立場にも依然として根強いものがある。現在のスポーツ学において、この二つの見方はあらゆる議論において不可避の足かせである二項対立を形成している。

しかし、日本人が創造した「スポーツ」である武道においては、この二項対立を揺さぶるような営みが行われている。すなわち段級制度がそれである。井上俊の研究ノート※によれば、武芸に段位制を初めて導入した嘉納治五郎は、それを修行者に励みを与えるクライアント・サービスとして「発明」した。だが、それが純粋な達成原理に従っているように見えるのは低位の段級においてだけのことなのだ。そのヒエラルヒーの中でひとは上昇することはあっても下降することがなく、それは疑似的な「長幼の序」を形成している。それゆえ、柔道の世界チャンピオンが、十段を最高とするその階梯においてせいぜい四、五段までしか上り詰めていないなどということが起こり得るのだ。また、一度達成された段位について、その保持者に能力の低下の有無を試す機会が設けられることもない。それは平等な競争原理の下で獲得されるとはいえ、獲得された後には、かつてのそれよりは有効範囲の限定された「身分」として通用するようになる。つまり、武道の高段者はアマチュア精神の体現者としての名誉を獲得するのだ。

日本において段級制度は、武道一般はもとより、アルペン・スキーのバッジ・テストや、さらには珠算、簿記、英検といったスポーツとはいえない様々の身体技術についても広く普及している。それからすると、それは、日本の決して近代的とはいえない組織原理の中核をなす年一功序列制度を支えるイデオロギー装置なのかもしれない。それゆえ、段級制度を問うことは、「クテ社会」という日本の伝統の一部として考えられてきた年一功序列制度を近代の発明品として再評価する契機となるだろう。そしてその問いの中で、伝統と近代、遊びと仕事、互いに相手の領分を奪い合う二つの「物」なのではなく、一つの問題圏の中で命運を共にする関係項であることを明らかにすることこそ、この発表の目的なのである。

※ 『「武道」の発明 — 嘉納治五郎と講道館柔道を中心に』ソシオロジ、第37巻2号、1992。

「スポーツ問題」の社会学へ向けての基礎理論的考察

岡田 光弘 筑波大学 体育科学研究科

本研究は、スポーツを取り巻いている「問題」について、社会的な研究を積み上げていくための基礎理論に関する研究である。「スポーツ問題」の性格がどのように捉えられるのかを探ることが探究の目的であり、具体的事例については触れられない。

スポーツを取り巻いている「問題」は無数にある。これらは社会問題を形づくる要素であり、それ自体が一つの社会問題であるといえる。ここでは「スポーツ問題」の研究が社会問題研究の一領域であるという前提から、社会問題研究の一つの理論的到達点である社会構成主義という理論枠組みについて若干の整理を行なう。

近年、スペクター、キツセによる『社会問題の構築』（1977 年 1990）がきっかけとなり、社会問題研究において社会構成主義あるいは定義的アプローチと呼ばれる方法論が注目を浴びるようになった。彼らの視角は、社会問題への参加者が「問題」を「問題」として定義する方法に注目するというものである。この視角の方向は、レイベリング論、「動機の語彙論」、そしてエスノメソドロジーの持っている方法論的唯名論の延長線上にあるものである。

その後、エスノメソドロジストであるウールガー、ポーラッチの論文「オントロジカル・ジェリマンタリング（1985 存在論上の恣意的線引、以下 *OG*）」が契機となって巻き起こった論争の結果、社会構成主義に基づくとされる研究の間にその理論的前提の上で重大な相違があることが明らかになった。私見によれば、現在、社会構成主義に基づく研究の可能性は、以下の4種類に類型化できるように思われる。

- ストリクト（厳格）な構成主義 A ラディカル・リフレキシヴィティ型 …(1)
- B ムンダーン・リフレキシヴィティ型 …(2)
- コンテクチュアルな（文脈に基づく）構成主義 …(3)
- デバンキング（暴露）型の構成主義 …(4)

厳格な構成主義の立場から見れば、コンテクチュアルな構成主義もデバンキング型の構成主義も 研究者には、事実についての正しい判断ができるという（それを露骨に主張するかしないかという違いはあるにしろ）客観主義に基づいているという批判が可能である。

この点で、(1)(2)と(3)(4)との間で立場のうえの大きな相違が見られる。

厳格な構成主義に対する批判としては、その厳格さが研究の範囲を不必要に限定する堅苦しさ（ピュリタニカル）であるという指摘（ラフター）以外にも、「問題」を「問題」であると指摘するクレームの真実性を問わないという態度は、

- 1 研究者の中立性を僭称しているのではないか？
- 2 現存の権力的な非対称性を再生産してしまうのではないか？

として、客観主義のコインの裏側にすぎないという理論的な難点を指摘する声がある。

また、厳格な構成主義の理論的拠り所であるエスノメソドロジー内部での論争を背景にして(1)と(2)に違いが生まれる。(1) (*OG*の立場でもある)からみれば(2)は、コンテクチュアルな構成主義やデバンキング型の構成主義と同様に探究の結果得られた知識の確かさを物象化してしまう立場であるということになる。すなわち(1)からみて、(2)は客観主義であるという論難が可能なのである。

さて、「スポーツ問題」を研究する社会学において、この中のいかなる立場が取り得るのだろうか？あるいは社会構成主義は実り無き理論枠組みなのだろうか？本来、社会問題一般について経験的研究の指針として練りあげられた社会構成主義の使い勝手を試すこと、これが次に為されなければならない。

（より詳細で、噛み砕かれたレジюмеを当日配布します。）

スポーツ・レジャー社会学における クオリティ・オブ・ライフ研究

川西 正志 (鹿屋体育大学)

1. 緒言

今日、わが国の人々の生活水準は半世紀の間著しい発展をしてきた。1960年代の高度経済成長時代で飛躍的に国民所得は増加し、それ以後オイルショックの時代を経ても世界的に急激に豊かな国を創造してきた。最近の、バブル経済の崩壊を契機に国民各層は、それまで潜在化していた量から質への志向を顕著にし、経済消費行動もこれまでの量的拡大と総花的な多様化の傾向から質的選択化と個別化のステージに突入した感をまぬがれない。このことは、量的生活レベルから質的生活レベルへの志向を意味することでもある。

スポーツやレジャーの社会学においても、その研究のかかえる方向性の一つに、スポーツやレジャーとしての身体活動を通した、トータルな意味での生活の質的向上に向けての価値づけや問題定義が必要な時期にきたかもしれない。人々が、個人のスポーツ活動を通した生活状況を、どのように物的・心身的に評価し満足しているかが、その存在意義の価値やレベルを決定する手がかりとなる。

社会学や社会心理学的研究の領域から、こうした側面へのアプローチはクオリティ・オブ・ライフ (以下、QOLと略す) 研究にみることができる。一般に社会学の見地からQOLとは、個人の生活の質的側面への満足感、幸福感、安定感などを含み、金子 (1990) によれば「生活者の意識面を中心に考える立場と、生活者のおかれている環境状態で考える立場に分かれる」とされている。また、これらの物的環境要因と社会・心理要因に対する人々の量的・質的特性は、多様化する個人のライフスタイルと深く関わっている。

過去のスポーツ・レジャー活動とQOLに関する社会学的研究では、個人の社会的・心理的態度や価値感に関係するlife satisfaction(生活満足度)やleisure life satisfaction (レジャー生活満足度)を従属変数とし、人々のスポーツ活動に関する量的・質的変数を独立変数としたKellyら (1988) をはじめとする研究がなされてきている。国内の研究では、岳麓・山口 (1991) の高齢者のスポーツ活動とQOL研究、松浦・川西 (1992) の女性のスポーツ参加と生活満足度研究などがある程度で、ほとんど皆無の状態である。

2. 目的

本研究では、スポーツ・レジャー活動の社会学的研究におけるQOL研究の成果と課題を

明かにし、特に、QOL研究の社会学的研究指標についての応用の可能性について考察することを目的としている。

3. 方法

スポーツ・レジャー分野における現在までの社会学的なQOL研究の文献資料にもとづいて、研究の成果と課題について調査し、その研究指標について実際に行った研究結果から、その応用への可能性の検討を行った。

4. 結果及び考察

まず、QOLの社会学的な研究対象は、金子 (1990) によれば、基本的には、生活者自身の質的側面と、もう一方は生活者周辺環境の質的側面に二分されている。また、実際の測定指標としては、表1に示すように個人のニーズ、満足感、価値観などの主観的指標と社会指標に分類される個人行動指標、関係指標、客観指標などに分かれる。さらに、地域生活へのレジャー活動の貢献に関する研究におけるLawrence (1990) のQOLの定義を参考に要約すると、おおよそ「QOLとは個人を取り巻く環境と生活経験に基づく主観的尺度と客観的尺度に二局分化した指標の合成変数もしくは、合成的な評価」と解釈できる。

表. 1 QOL測定の指標

〔指標〕	〔内容〕	〔主なデータ入手方法〕	〔評価指標〕
主観指標	ニーズ, 満足感, 価値観など	— 意識調査	— 満足度指標, 重要度指標など
個人行動指標	— 生活時間, 生活行動, 心身の状態など	— 生活実態調査, 行政実態統計	— 社会指標
関係指標	— 家族関係, 近隣関係, 社会階層など	— 生活実態調査, 意識調査	
客観指標	— 自然環境, 地理的環境, 物的環境, 住環境など	— 行政実態統計, 環境実態調査	

資料出所: 金子, 松本「クオリティ・オブ・ライフ 現代社会を知る」より

これまでのQOL研究において、スポーツやレジャーとしての身体活動を伴う生活経験や生活環境における評価や満足度に関するLife Satisfaction, Physical Well-being, Interpersonal Relation, Personal Developmentなど多くの要因群について研究されてきているが、そこでの研究指標や枠組みにおいて、必ずしも明確な統一性が見られない。これは、また客観的指標についても同様のことがいえる。本研究では、それらのQOL研究指標のうち比較的よく使われてきたLife Satisfaction Index-A (Neugarten, Havighurst and Tobin:1961) についての応用面について研究事例をふまえ報告する。

レジャーとパワー（権力）

橋本純一（信州大学）

「ゆとり大国」、「生活大国」がいわれる中、わが国では急速に労働時間短縮と休日・休暇の拡大が進行している。

このような状況において、レジャー（余暇、余暇活動）の社会的意味を問い返すことが重要であるように思われる。

C.ロジェックはミッシェル・フーコーの仕事を検討しながらレジャーにおけるパワー（権力）の問題に触れている。

フーコーのパワー（権力）分析はレジャーに関して3つの議論を提出したという。第一に、フーコーの分析は、ひとつのパワー形態としてレジャーを位置付けているという。このような捉え方はレジャーは自由に満ちたものとする一般的・常識的見解とは対照的である。第二に、フーコーの議論では、レジャーが社会生活の他の諸領域とは独立した関係にあるという。第三に、レジャー議論における歴史的重要性を唱えたことであるという。

これらのフーコーの議論は十分検討に値するものように思われる。バリー・スマートがいうように、権力は、「自分たちの利害や意志を他の人々の利害や意志に関わるように、また、それに抵抗するようにして実現させる行為者たちの能力として定義されてきた」のである。それが、行動や政策決定への関与の放棄という「惰性態」や、権力を見えなくさせる「隠蔽」という権力行使を説明させるところまで拡張されてきた。

ヴェーバーは、人間の行為における権力の定式化に加えて、支配システムにおける権力諸関係の文節化を一貫して考察し、パーソンズは、権力とは集団や個人が所有している特性ではなく、政治システムのなかを流れている一般化された資源と捉え、マルクスは権力を経済構造に根拠を持つものと定めた。とスマートはまとめながら、権力を、獲得されたり、奪い取られたり、分け持たれたりするような何かとして実体的に考える、そういう客観化がなされているとき、権力の外部に別の構造やシステムが想定され、それらに権力が二次的に服属しているという客観化が採用されている、と指摘する。権力はよく、社会的なヒエラルキーの頂点から下へ押し付けられるとか、支配階級と被支配階級の二元対立に由来するというように考えられている点からすると対照的である。

本論では、従来のヘゲモニックな権力論まで射程に入れて検討を加え、レジャーとパワーに関する基礎研究としたい。

シンボルとしての民族スポーツ＝運動文化と「祭り」現象の創出に関する考察

－夏の高校野球・甲子園現象をめぐって－

松田恵示（大手前女子大学）

島崎仁（大阪教育大学）

R. ホワイティングは、すぐれた日米比較文化論として広く知られる彼の著書「和をもって日本となす」の中で、スポーツ・ライター玉木正之氏が語ったこととして、次のような興味ある言説を伝えている。

「つまり甲子園とは、スポーツ大会ではないのです。それは、たとえでもなんでもなく純粋な”祭り”そのものなんですよ」

「祇園祭りとか、お盆といった行事と、まったく同じものなんです。それらの祭りと異なっているのは、拝む対象が違うということだけであって、甲子園は、精神力とか根性という御神体を祭っているのですよ。」

高校野球と言えば甲子園。確かにそれは、日本人にとって単なるスポーツ競技会以上の存在である。主役は国民的スポーツである野球と、まっ黒に日焼けした坊主頭の高校生たち。負ければ終わりというトーナメント形式での進行の中で、最後の夏を合言葉に、二度と取り戻せない青春を重ね合わせ、選手たちは明日なき戦いをくりひろげる。彼らにとって甲子園は苦しみと敗北のモニュメントであり滅びの美学の象徴である。それは見ているものを一種のメランコリーへと誘い、敗者への勝者にもまさる激励とそれにとまらぬ感動を呼び起こす。

武士道を思い起こさせるいきぎよさ。どのような状況においても求められる誠実な礼儀正しさ。個はチームのために徹底的に犠牲にするという全体主義。努力と忍耐のガンバリズムなど。甲子園に流布するこれらの言説は、それが”日本人としての秩序を支えるカリスマ”への国民的規模での献身としてあたかも現象しているのではないかという視座を我々に提供せずにはいられない。またそれに関連して、甲子園にはきわめて厳格でリチュアルな側面が観察されると同時に、スタンドで熱狂する応援団にも見られるような乱痴气的、脱日常的な祝祭現象、つまりカーニバルな側面も存在している。甲子園が、このようなりチュアルとカーニバルな現象の共演によって、日本人としての秩序を保つことに貢献していると言えるならば、まさにそれは「聖なるもの」の発現態としての「祭り」そのものである。先の玉木氏の指摘を、このような文脈の中で理解することもあながち的はず

れたものではないだろう。

ところで、甲子園現象が持つ「祭り性」について社会学的な検討を加えようとするとき当然多くの視角がありうるが、ここで問題とするのは祭り現象の創出装置として捉えられる「野球」というシンボルの生成過程である。意味の秩序との観点から見たとき、祭りは「日本人としての自己同一性＝持続性のアイデンティティへの希求意識」と密接なつながりを持っている。甲子園現象もまたこのような希求意識に連なるものであるならば、そこで執行されるシンボルによつて暗示された儀礼は、社会的、歴史的に拘束された日本人としての意味秩序の再生産に他ならない。そうした意味秩序の再生産過程において、民族スポーツとして捉えられる「野球」はいかなる関わりをみせるのか。「野球」というシンボルが持つ伝達内容を単に明らかにすることにとどまらず、それがどのような関係の中でシンボルとして成立し、あるメッセージを生みだし、またそのシンボルがどのように操作され、そのことによっていかなる社会的効果が得られているかを、特に本論では、主に「聖なるもの」に関わる理論と日本文化と「定形化された所作としての型」に関わる論議から検討することにしたい。

プロ野球観戦における集団的沸騰に関する研究～応援のリズム・パタンに注目して

高橋豪仁 徳島文理大学短期大学部

もしも、火星から来た人類学者がスタジアムを観察したならば、「…市民がコンクリートのドーナツ形の物に流れ込み、ある時は静かに沈黙し、またある時は激しい身振りで叫び声をはりあげる。…部族の衣装を着た踊り子や音楽家も奉納される。最も熱烈な崇拜者は注意深い沈黙など捨て去る…」ということに気づくであろうと、スポーツを自然宗教と見なすノバック(『スポーツ その歓喜』1979)は言う。スタジアムにおけるスポーツ観戦者の熱狂的応援は、宗教的な「集団的沸騰」に譬えられる。スタジアムにおける集団的沸騰は、いかにして演出されるのであろうか。イギリスのフットボールにおいて「エンド」と呼ばれる場所に集まるファンについて調査したマーシュら(P. Marsh et al., The Rules of Disorder, 1978.)が示しているように、一見無政府的な状況の中にも社会的な秩序があるのではないだろうか。日本のプロ野球の応援においても常に定められた方法があり、その型が繰り返され、言わば応援が世俗的な儀礼となり、これによって観戦者の感覚器官が強く刺激され、集団的沸騰の状態に至っているのではないだろうか。

本研究においては、広島東洋カープの応援を事例として、観戦者による応援を、必ずしも神聖観念を伴わないが集合的次元において喚起的な表現形式をもつ儀礼としてとらえ、どのような応援の型が繰り返し演じられているかを明らかにすることを目的とする。

1991年8月3日・4日・7日・8日・10日・11日、1992年8月1日・5日・9日に広島市民球場で行われたナイターゲーム9試合の応援の状況をVTRで録画しながら観察した。'92年8月1日はバックネット裏、その他のゲームは外野スタンドで場所を変えて観察し、ほぼ共通して見られる応援の型をまとめ、考察する。私設応援団は内野に1塁側、3塁側、外野にレフト側、センター側、ライト側(カープ倶楽部)、ライト上段の緋鯉会の計6つあるが、本研究では主に外野の応援団とその回りの観戦者を観察した。

スタンドでの応援団の位置は常に一定である。ゲーム開始25分前と15分前に、ある決まった応援が為される。1回表守備についた選手へのコールをし、1回の攻撃の前にトランペットでファンファーレが奏される。3回、5回、7回の攻撃前には、応援歌が場内放送され、三三七拍子が為される。勝利で試合が終了した場合は、「宮島さん」テーマ(2回)→万歳三唱→三三七拍子(3回)→締めテーマ曲が為される。その他、アウトを取った時、得点の時、前攻撃時に活躍した選手が守備に就いた時の応援の型も決まっている。

攻撃の時は、絶え間無く応援が続けられる。まずライト側の応援団員がゲーム状況にあわせて、例えば「タイムリー々000」と言い、それをその回りの観戦者が3度繰り返す。そしてライト側のリーダーがセンターとレフトの応援団に見えるように合図を送り、「各選手のテーマ曲+かっ飛ばせ000」を、そのバッターが打席にいる間ずっと続ける。このヒッティングマーチは、外野を中心とする集団的沸騰の状態を作り出す大きな要因になっていると思われる。これはライト側応援団が始め、センター側レフト側、更に内野の応援団もこれに合わせて太鼓、笛、鐘を鳴らす。そして、観戦者はこれに合わせてメガホンを打ち鳴らす。このような応援団のリードによって、同じヒッティングマーチがスタジアム全体に響き、祭祝的な空間が演出される。

「宮島さん」を含むヒッティングマーチを楽譜に直したところ、その基本的なリズム・パターンは、 $\frac{2}{4}$ であることがわかった(これをH型とする)。H型は、農耕儀礼で用いられるビンザサラが鳴らすリズムと全く同じである。北沢(『メタファとしての音』1986)は、H型の核となるaで示した3拍の部分と、「火の用心」の拍子木のリズム(これをG型とする) $\frac{2}{4}$ の核となるbで示した2拍の部分とを比較し、ジェンダー的相補性によって説明する。彼によると、日本の伝統的な数のジェンダーにおいては、2、5、6が男を、3、4、7が女を表象する。従って、ビンザサラ、ヒッティングマーチ、また三三七拍子も女性のジェンダーを示すことになる。

更に、第4章第1拍が打音か沈黙かの差異に注目し、H型に見られるような打音を「打ち鳴らし」、G型の沈黙を「打ち止め」とする。その他の「打ち止め」のリズムとしては、大相撲の「やぐら太鼓」 がある。これは人間に対する神々の告知であり、最後の1打の不在は、霊界の恐るべき沈黙と、それがはらむ無限の霊力を表象している。それに対して「打ち鳴らし」には、酉の市などで使われる「手じめ」 $\frac{2}{4}$ のリズムがあり、これは神々への人間の報告であり、最後の1打が実在するもの、あるいは現世の現存を表象する。この「手じめ」のリズムは、勝利ゲームの一番最後の応援で用いられる。したがって、やぐら太鼓のリズムは神事そのものを表象しているのに対して、応援のリズムは例えば人間が豊饒を願うのと同様に、チームを勝利させようとして人間が神々に対して行う儀礼に用いられているものであると解釈できるかもしれない。

プロ野球観戦の集団的沸騰は、ゲームの進行に応じて応援団が観戦者を巻き込んで演出する応援によって構成され、その状態を引き起こす感覚刺激となるリズムの型は女性のジェンダーを表象し、現世から神々への報告である「打ち鳴らし」の形態をとっている。

1 動機と目的

日本思想の重層性と個性（道教、神道、仏教、儒教、西欧、．．．アイデンティティ）
カイヨフの遊びの4分類ではとらえきれない日本の遊び——「ゆ」の遊び。

ゆあ

本研究は、歴史を通じてわが国の代表的な遊び文化のひとつである「ゆ」（湯浴）の
人間的意味を、その源流にさかのぼって考察すると共に、世界に誇る日本の「ゆ」独自の
文化的特性を明らかにすることを目的としている。

2 「ゆ」の概念（水+火、「ムロ」+湯槽、温泉+風呂）

3 日本の「ゆ」の源流

（1）温泉は、人類史以前から

（2）記録に残された古代の「ゆ」——聖なる「ゆ」・「水」——

原始インド人の沐浴。ギリシャの泉の守護神ヘラクレス。エジプト・ナイルを聖なる川として。
キリスト教教会による福音書（水による洗礼）、トルコ（回教）の格言「一、一、心は洗え」。
サモア。バリ。台湾。日本の稷、探湯、湯立神楽、温泉による小彦名命の蘇生（伊
豫風土記）、海中にて身心を清める（魏志倭人伝）。

（3）古代世界における「ゆ」文化の東西交流

（ローレンス・ライト、中桐隆太郎、藤浪剛一、橋本峰雄）

BC. 5000-BC. 2000--スキタイ（ヨーロッパの中間・黒海北岸）式蒸気浴を北に延び、
東西に別れた（東--北アジア、北米アラスカ、エスキモ、アメリカ・インディアナ。ロウ式蒸
気浴、朝鮮の「汗蒸（はんじム）」、日本の石（いし）風呂。西--シベリア式蒸
気浴、フィンランド式「サウナ」）。

BC. 2500-BC. 1800--インダス古代都市の共同沐浴場。

BC. 2000ごろ--シリア・マリアの宮殿の浴室、クレタ島女王の浴槽。

BC. 1350ごろ--古代エジプト・アメン遺跡の小浴室。

温泉による民間療法、湯治日数の1回7日は法事の単位。

<江戸期における仏教思想の世俗化、卑俗化、身体化、感覚化>

仏教のコスモロジー：一即一切、色即是空・空即是色、非連続の連続、「浮き世」
の思想。人：マイクロコスモス（内なる「氣」）と湯：マクロコスモス（外なる「氣」
）との融合。常世の国から湧き出する温泉、それは、日本古来からの「生まれかわ
り」の信仰と、自然との「共生思想」とを象徴している。「ゆ」は、意識活動の低下
を通じて、人間の原点である身体をしてその自然性を表わしめる。「ゆ」につつま
れて「空」・「無」の入口に座る。自然の状態に受動的に「なる」。

（3）道教——荘子の逍遙遊——と日本の「ゆ」 ヌ

水は、その無為性、受身性、自由性において「道」のシンボルである。「道」とは
無為自然、母・子宮内の胎児のイメージ、自然との共存、非暴力。老荘子の道は、修
練・修業・「行」。だが、荘子の道は、より自然・非人工的。

荘子の逍遙遊——何ものにもとらわれることなく、自然の「氣」とびったり調和し
て、自由の境地に遊ぶこと。斉同の理（差別なきこと）をしり、
俗と知識の拘束を越えた「坐忘」の境地。

しかしそれは、単に無反省な即自的な欲求充足の行為でもなけ
れば、今日的な意味での世俗化された play や leisure とはまっ
たく異なり、徹底して世俗の外に離脱する厭世思想である。

したがって日本の「ゆ」は、あの世とこの世の間である「浮
き世」の事象にとどまるかぎりにおいて、逍遙遊に結びつく。

（4）自然遊としての「ゆ」

それは、人為を包み込み、のみ込んで、人為を溶解してしまうような自然である。
自己が無になることを通じて自然があらわになる、自然において自己がおのずから無
になる。それは、原自然への私意なきかわりである。日常を離れ、自然なる「ゆ」
に身をゆだね、無為の遊に逍遙する。身体が自然にそれを知る。

自然への信頼感——それは、安らかな魂・心の平靜が、自然の「氣」を肌で感じ、極
楽浄土を予感する自然観である。神との交信。

フローの出発点——チクセントミハイのフロー理論との関連でいへば、「ゼロ・フロ
ー」、即ち、文明病（人間的不自然）から原点（人間的な自然）へ
の、正常以下から正常（健康）への復帰、とはいへまいか。

BC.500ごろ--古代オリエント・メソポタミア時代の浴室。

BC.300-AD.300--匈奴(スキタイ文化を受けたモンゴル高原の遊牧民)の東西移動。

ギリシア・ローマ文化が沐浴を学んだ。スパの冷水浴。ヒポクラテスは沐浴を医学に。

ギリシア人の温泉浴(イボガ島の硫黄泉)---BC.200ごろのヘレニズム文化(エピキュロスの「独案」)の東伝。

ローマの「ゆ」文化---カラカラ浴場、ディオクレティアヌス浴場(北ヨーロッパ中世の沐浴。アフリカやアラビアに伝播し、「トルコ風呂」として復活)。

西アジアの「ゆ」文化を十字軍が中世ヨーロッパへ。

AD.700ごろ--唐の玄宗や楊貴妃が行幸した温泉。

日本の蒸風呂の起源を「シルクロード」上のどこかに夢想する(橋本峰雄)。

4 自然遊としての日本の「ゆ」文化

世界共通---聖、医療、洗浄、快(単純な皮膚感覚)。

どこかが違う日本の「ゆ」の習慣(ハビトゥス・プラティク)--熱い湯に首までつかってゆったりと「ああ、いい湯だな」(習慣的身体の層における深部感覚)。

西洋---実用的、手段的、支配的、自然科学的、部分的

日本---感覚的、自己目的的、「ゆ」への信頼感、天真な享楽、空っぽ、全体、
---「自然遊感覚」

(1)日本の風土---火山国、豊富な温泉、湿润、夏の蒸し暑さ、冬の厳寒、

(2)仏教思想と日本の「ゆ」

仏教の「仏説温室洗浴衆僧經(温室經)」---中国の安世高が訳す---8世紀ごろ日本に渡来---「七物を持てば七病を除去し七福を得る」(沐浴による疾病の予防と治療、洗浄による心身の安寧、外見の端正・清潔、内なる心の幸福、社会的尊敬)。「釈氏要覽」の「身を洗う、語を洗う、心を洗う」。釈尊を始めとする聖僧の入泉。「無量義經」。「聖無動經」。

「教誡律儀簡釈」---入浴に際してのルール(長老を敬し、道具の整頓、脱衣の心得、喧笑や水の汚染の禁止などの厳戒。作法上の制限、修業が怠らないようにとくぎをさす)---仏教の儒教化

浴室は、七加藍のひとつに加えられるようになった(中国のものがモデル)。

エイドス エトス ハビトゥス・プラティク

5 結論 : 日本の「ゆ」のかくれた形---文化原理・価値原理、習慣(変質)---

エイドス

「ゆ」の文化原理---あの世とこの世の連続(「浮き世」)、内なる「氣」と外なる「氣」との融合、湯の身体への「にじみ」:「ゆ」においては、これらが自然に帰一する。それは、自然と人間との共生・共存を軸とする日本の根底的な文化原理である。

エトス

「ゆ」の価値原理---日本の「ゆ」の文化史に一貫して流れていた基本的価値は、「再生(よみがえり)」であった。それは、生命と元気の再生であり、つまるところ「寿」の価値である。寿の価値は、日本の「ゆ」をめぐる諸価値に統合をもたらす基本的原理である。

ハビトゥス・プラティク

<「ゆ」の習慣>

『世俗を離れてのんびりと、熱き湯に首までどっぷりとつかう。湧き出ずる湯が肌を包む。煩わしいことは何もない。意識を空にして湯に身をゆだね、ふわっと「なる」。周りの風景や植物も、湯も、そしてわが身も、同じ自然態で、ひとつである。「ああ、気持ちいい。いい湯だな!」』

それは、日本人の身体の深い記憶であり、自然への信頼感が生んだ「なる」哲学であるといつてよい。日本の風土と思想、そして湯の「快」が醸成してきたわが国の「ゆ」の習慣には、おのずから現成するという、自然の「執拗低音」がある。それはまた、仏教や道教(逍遙遊)の日本的修正・卑俗化であった。湯の「氣」と一体となり、「浮き世」に逍遙する。それは、日本人が世俗の垢をおとし、人としての原点に戻るための庶民のささやかな知恵であり、楽しみであった。この「空っぽ」を卑俗化した遊びと呼ぶならば、そこでの「空」は、さしずめ、仏教や道教における「空」や「無」や逍遙遊への「入口」に、そして、フロー図式における原点(出発点)にあるということではまいか。こうしたわが国の「ゆ」の習慣は、日々の西欧化された身体的実践を通じて、いやおうなしに、その表層から徐々に変質してはいる。だが、日本の「ゆ」の「自然遊」としての本質を忘てはならないだろう。

スポーツによる身体変工としての 女性の瘦身づくり

田中勲子（奈良女子大学大学院）

昨今では、年齢、性別を問わず、健康シンドロームに侵され、特に、若い女性にとってアスレチック・クラブやスポーツ・ジムに通うことが一つのトレンドとなっているように思われる。これは現代社会において、個人の身体の価値が追求されるようになったからではないか。身体の価値を重視するということは、身体を鍛え、体調を維持するライフスタイルを確立することである。したがって、スリムで引き締まった身体や健康は自分をアピールする道具となる。表層でスリムな身体は、現代における身体そのものに営まれる装飾としてのファッションそのものであるといえないか。

このような状況の下で、若い女性がイメージする理想体型のために、肥満を極度に恐れ、すっきりした身体をつくる身体づくりを行っていること、そのためにスポーツが手段となっていることを、日常生活に焦点を合わせた民族的アプローチによって明らかにしたい。

身体を意図的に、また、過剰と思われるほどスリムにつくりかえようとするダイエットのためのスポーツは、象徴的な意味において、現代の「身体変工」と考えることができる。ところで、「身体変工」という言葉は、吉岡によれば、生きている人体の一部に、長期的ないし不可逆的な変形や傷を、意図的につくる習俗を意味する概念である。英語では、mutilationあるいはdeformationである。このmutilationの動詞型mutilateには本来手足を「切断する」という意味があり、それが拡大されて、身体全体の変形を意味するようになったという。また、鷲田は「身体変工」を、身体をそっくり別の秩序のなかに組み込み直す作業、そういう意味での身体の変換の作業に他ならぬものとみなしている。吉岡や鷲田がとらえる身体変工とは、変工を技法からみた行為として原理化し、身体を人体工学的に抽象化したものであるといえる。そこには、意図的につくられた身体が日常生活の中でどのような意味を持っているかの検討がなされていない。したがって、本研究では若い女性自らの経験・体験を彼女達の生活をとおして具体的に語っていく。

若い女性が現在の自分の現実の身体像と理想とする身体像をどのようにとらえているか、及びその結果、身体変工の手段としてどのような行動をとっているかを明らかにするために、以下の6点を研究課題とする。

①自分の身体像をどのように認識しているか、また、理想像をどのように認識しているか。

②幼いときから現在までのライフ・ヒストリーにおいて、自分の身体的理想像をどのように考えているか。

③理想像と考える体型をつくるために、何らかの行動をとっているのか、また、行動をしようとしているのか。

④その行動の理由は何か。

⑤理想像追求に関してどんな話合いが行われているか。

⑥理想像追求のために、日常生活・学生生活および生活史の中でスポーツをどうとらえているか。

以上のような研究目的の達成のため、具体的な研究方法として、女子大生199名に身体イメージに関する図示をもらい、かつ、そのうちの20人にインタビューを行った。その結果、彼女達は自分の身体に対して肥満していると認識し、かつ理想とする身体はスマートな身体であること、子供の頃から容姿や容貌に絶対的な価値を置いてきたこと、そういった女性に対する思想はファッション雑誌やテレビ番組等のマスコミによって増長されていること、そしてMや9号サイズの衣服を着用するために瘦身を願望し、瘦身をアピールするためにMや9号サイズの衣服を着用することなどが明らかにされた。これらの解釈として以下のことが考えられる。まず、情報化社会の現代では肉体労働からかなり解放された結果、筋肉や脂肪は機械が代用することからスリムな身体で生活に不足がなく、そのスリムな身体を着用することになるMや9号サイズの衣服は経済倫理からみても有益なこと、次に、男性にとっても女性のスリムな身体が意味を持つようになっていること、さらに、女性の身体は一種の身体資本として容姿や容貌を重要視され、肥満していることがゴフマン流のスティグマ（社会的反感）とみなされることなどである。また、彼女達はスポーツ・インストラクターを理想体型のモデルとしながら、意図的に身体をつくりかえる身体変工のためにスポーツによるトレーニングを行っている。このような瘦身トレーニングは、彼女達にとって自分の美容や健康を象徴するステイタス・シンボルの役割があり、コミュニケーションの手段ともなっていると見える。以上のことから現代社会では、スポーツによる身体変工は、彼女達にとって生活の一つの中心として大きな位置を占めるに至っている。これほどまで己の身体を重視する彼女達の姿は、身体に対するミーイズムあるいはナルシシズムともいふべき状況が世の中を圧差している社会の縮図といわざるをえない。

中国養生法の文化的特徴に関する一考察

項 建初（愛知教育大学大学院）

影山 健（愛知教育大学）

1 研究の目的及び方法

近年來、東洋的な健康法は、アジア諸国は勿論のこと、欧米諸国までも脚光を浴びてきている。特に中国の養生法、いわば「太極拳」、「氣功」、「導引」などは注目を集めている。そして、国際比較文化研究の高揚につれて、中国の伝統体育と養生法という身体文化を見直そうとする研究も始まってきている。

本研究では、社会学、文化人類学の立場に立つて、養生法の文化的特性を焦点に絞って、文献研究を中心に、考察を進めていくことにする。

2 養生法の概念について

養生法という言葉は非常に多義である。広い意味では、生活、飲食、心身運動などを含む総合的な概念である。狭い意味で捉えれば、養生法の中核的な存在とした導引、行氣、太極拳など心身運動を指す。そして、近代的養生法は、踊り、導引、行氣、五禽戯等、古代養生法から受け継いできたものと、古代の戦争の手段とした武術から変わってきた太極拳など、二つのルートからなっている。

養生法は、西洋の健康体育と異なって、個人の身心のバランスをとることを重じて、激しい動きや競争性の少ない内向的文化特徴をもっている。

3 養生法の文化的特性

さらに、養生法の文化的特徴については、具体的には次の四つの特性をもつ。

(1) 整体性

これは、内外を通じた大きな整体観を基本にしている。つまり、「天人合一」であり、「神形合一」である。

(2) 共存性

共存性は、「自分と仲良くなる」、「人々が仲よくなる」、「自然と仲良くなる」と表現することができる。この三つのレベルの共存により、真の健康が得られる。

(3) 実践性

養生体育では、何よりも練習者の立場が重視された。つまり実践の立場の方が理論の立場よりも重要である。この実践重視の志向は東洋の哲学的認識と一致している。

(4) 聖俗性

何らかの形で宗教的意味をもっている。

身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究 — 近代以降の身体をつくられたかた — (2)

小谷寛二(水産大学校)・清水 諭(筑波大学)

われわれは、これまで身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究(1)において、体育科教育における身体の規格化と再生産の立場にたつて、それらを理論的な側面からアプローチしたM.Mauss、C.Levi-Strauss、P.Bourdieu、およびH.Eichberg等の視点から身体論の対象を整理し、身体そのものの扱いかた・規格・再生産・あるいはそれらによる身体運動の無意識的な普遍性等から、これまでの体育科教育の身体性を歴史・社会学的に分析・考察する必要性を主張した。

今回、日本の体育・スポーツ指導者によって無意識に受け継がれてきた身体技法を、われわれは明治に規格化された軍事的行動のなかから探ってみた。

1. 近代の軍事訓練はどのようにして体育・スポーツの身体技法に影響を与えたか。

近代にはいつから学校教育が制度化され、明治5年の学制発布以来、森有礼の学校令公布(明治18年)による学校制度の整備によって本格的に身体教育が実施されてくる。森は学校教育に集団訓練を中心とする兵式体操を導入し、教練をも実施する。しかも、明治19年、その指導者の養成の中心である東京師範学校の校長に、陸軍歩兵大佐を任命し、皆察制による軍隊的方式で規制・訓練するといった教育を徹底して取り上げる(木村吉次、1975年)。野村雅一(1983年)は、この身体に刻み込まれた姿勢のとりかた、整列・隊列行進の強調といった軍事教練と今日の体操教育の原理は分かちがたいとまで言う。

2. 「ナンバ」歩きの身体から制度的身体への改造

西南の役において、陸軍約3万3000人に対し、圧倒的に近代武装された農民出身による新政府の鎮台兵・警察官等約6万人の投入がなされたが、この役の苦戦の反省から新政府は、学校教育にも軍事訓練を導入するという徹底ぶりを発揮してくる。

この役の後、新政府は大演習を行い、当時の鎮台兵には、「集団行動ができない」「行進ができない」「駆け足ができない」「突撃ができない」「方向転換ができない」「匍匐行進ができない」ことを判明し、その最大の欠点は「ナンバ歩き」にあったというわけである。所謂、「右手右足歩行」(右足から前を出して歩くときに反対の左手ではなく右手がでる。)である。歩く・走る時に反動・旋回系を使った身のこなしができないわけである。足を平行にして腰を落とし、開いて歩くとナンバ歩きになる。今日でも、蹴で掘る時や、能狂言の歩き、剣道・柔道の自然体、相撲の押し、民謡踊り等々にナンバ歩きが見ら

れる。長門練兵場蔵版教練書によれば、当時、オランダの教練書を翻訳した木版印刷による指導書を大隊長・小隊長が手にし、戊辰戦争に駆り出された長州藩兵は、後の歩兵操典に匹敵するほどの身体の統制・規格化による訓練をしている。ミッシェル・フーコーのいうところの「従順な身体」をもった近代的兵士は、ヨーロッパにおいても権力が厳しい規律と訓練を課すことによって作りあげたものである。一方、日本においては、元のからだど改造された理想像とのあいだに大きな懸隔があり、初等教育に組み入れた点で身体への介入は徹底していた(野村1983年)。まして、外国の翻訳書による書物に照らして「身体へ命令する」という指導方法には、指導者の並々ならぬ努力が必要であったことが推測できる。駆歩行進の動作にあたっては、「・・・右足から約85cmのところを踏み著け、・・・」と規制し、「・・・歩幅は75cmとして身長に応じ多少短縮する・・・」と、歩きかたにも統制・規格化がなされている。新政府は、世界に目を向け、それでいてなおかつ不安定な国内情勢にも配慮しなければならず、徴兵性を敷いてみたが、国民の批判を恐れて、隠れ蓑とするために、学校教育に集団訓練を中心とする兵式体操を導入し、教練をも実施し、近代の身体が形成されていったことが推測できるのである。大正14年、現役将校学校配属令の設置、1945年、「戦時教育令」が公布され、勉学の停止・勤労のみの身体が形成されるが、明治以来遂行された制度的身体は、ここに最高潮に達することとなった。

3. 結果と考察

戦前の体操・教練中心の身体はスポーツ中心の身体に戦後変わることとなる。戦後民主主義・平等主義が叫ばれるなか、画一的な指導や指導担当者の培われたハビタスはそうやすやすとは変わるものではなく、指導方法は、やたら精神主義や過度の教育主義・勝利主義に陥り、スポーツのプロセスを楽しむ身体図式に止揚するようにはなっていないことに注目しなければならない。近代のスポーツはアイデンティティづくりの役割も担っており、共同体意識を作るための手段として使われるからには「精神主義」が入ってくるのは当然である。そして、宣伝・スター化・ヒーロー化されたシンボルの機能を持つにおよび、スポーツ選手は、思想穩健にしてスポーツが思想管理の役割を持つことから、戦後の年功序列主義・日本精神主義等の企業・日本精神家の手によってスポーツそのものから離れて別の道具としての身体をともなってしまう(南博1987年)。それらの主たる指導法は、明治以来培われた(作られた伝統的身体という)制度的身体としてのハビタスの影響を受け、指導者から弟子へと無意識に引き継がれてきたことに注目する時、われわれは、それらの文化からの脱構築化をめざすことに注意を向けなければならない。

日本スポーツの閉鎖性に関する研究

—スポーツの国際化と外国人選手の受け入れ—

鹿屋体育大学 野川春夫

プロ野球に続いて、サッカーもJリーグという名称の下にプロリーグが発足し、これを機に他のスポーツ種目もプロ化の兆候を見せている。平成5年のリーグ開幕前の人気は上々であり、底辺の拡大と共にトップレベルの向上、及びワールドカップ招聘の達成というプロ化の目的が一石三鳥で達成できるかのような勢いである。このJリーグを面白くさせているのが、『ミスター競売』とも呼ばれるラモス選手や、鹿島アントラーズのジーコ選手、名古屋グランパス・エイトに合流する1986年ワールドカップの得点王ゲーリー・リネカー選手などの助っ人選手たちである。

また、サッカーに限らずプロ野球や相撲、ラグビー、大学駅伝、バスケットボールの日本リーグなどは外国人選手の活躍のおかげで、競技レベルの向上や人気を煽るスポーツ種目が増えてきている。またラグビーのように、外国籍をもっている選手でも日本代表として国際試合に出場できるスポーツ種目まである。一見すると、まさに「スポーツに国境はなし」—スポーツの国際化—を如実に示すと見えよう。

このようにスポーツの社会に国際化がみられると同時に鎖国化、或いは保護主義、が進行している点も見逃せない。アイスホッケー日本リーグは、東欧の選手を閉め出し、バレーボール日本リーグも外国人選手をシャットアウトした。さらにバスケットボール日本リーグも前述の2リーグに続いて、1993年の秋から外国人選手の出場を禁止するリーグ規約を決定している。3リーグの鎖国化は、外国人選手が主要なポジションにレギュラーでいると「日本人選手が育たない」という理由である。日本リーグのこのような対応について、あるジャーナリストは、「何を時代遅れのことを言っているのか。．．外国人を排して強くなりましたか。ものすごいエースが育ちましたか。」と疑問を投げかけ、「アイスホッケーは外国人を締め出しています。その結果、ナショナルチームは弱くなり、五輪にも出れなくなりました。バスケットボールもその方向ですが、その先は目に見えています。やがて後悔するでしょう。」と鎖国化を批判している。これらのリーグに共通する点は、リーグの規約として制度上外国籍選手の出場を禁止していることである。いわば、国籍を基準とした制度上の差別（INSTITUTIONAL DISCRIMINATION）とも考えられる。この「鎖国化」以外にも、プロ野球やJリーグに厳然と存在している「外国人選手の人数枠」規定も

国際化の妨げになっているといえよう。

80年代後半から急激に増加した外国人不法就労者問題は、日本社会に「モノ」や「カネ」に続いて「ヒト」の国際化を求めた表れである。現代社会の特徴ともいえる「国際化」とは、国境を超えた政治的・経済的・社会的な相互依存関係が、ますます緊密になっていく傾向を指す。「ヒト」の国際化が遅れている日本に対して、ECの統合は労働市場に国家の垣根を取り払い、「ヒト」の国際化を促進する画期的な流れである。このような国際化の波の中、スポーツの世界も例外ではない。

スポーツの社会でもプロスポーツのみならず、企業チームや学生スポーツにまで、外国人選手の日本スポーツ労働市場への流入が見られ、日本人と外国人の相互依存関係が緊密にならざるうえない。しかし、国際化が進むと異文化との接触の機会も増え、異文化との接触は、しばしば、エスノセントリズム（ETHNOCENTRISM）を生み出す傾向がみられる。エスノセントリズムとは、自民族の文化や自分の所属するグループを絶対視し、異文化や他のグループに対して優越しているとする考え方である。このエスノセントリズムが強い社会やグループほど外国人や他のグループメンバーに排他的であったり、CONFORMITYを強く求めるといわれている。1992年の小錦の横綱昇進問題に絡むNYタイムスの記事は、相撲の世界にだけに留まらず、人種差別問題として日米の政治レベルの問題にまで上ろうとした。この問題の底流に日本人のエスノセントリズムが潜んでいるといえよう。

従って本研究の目的は、日本スポーツの国際化と鎖国化の両面をリーグ規約や協会規約の面から明らかにすることであった。本研究では、『リーグ規約は日本スポーツの国際化を阻害している』という仮説を立て、バレーボール日本リーグ、バスケットボール日本リーグ、Jリーグ、アイスホッケー日本リーグを研究対象として、リーグの公式資料及び文献研究を行い仮説を検証した。

発表当日には、研究結果および詳細の報告をおこなう。

スポーツの社会における「大義名分」序論

東元春夫（芦屋大学）

「大義名分」あるいは「いいわけ」という言葉は、ふつうひとが何かをする（あるいは、しない）場合、それに先立ち、あるいは後からそれに「何らかの説明」が加えられる場合に使われることが多い。他人がその「説明」をすれば「解説」になり、本人がすれば「弁解」「釈明」などと呼ばれる。宗教家も占い師も社会学者も人間の行動を何とか理解し、「説明」し、予測することにより自らの行動の正当性を主張しようとするのである。

「いいわけ」という言葉は何か「後ろめたさ」を伴うが、ここではとりあえず「いいわけ」を「自分の行為は社会的に正当な動機に基づくものであると周囲にアピールするためのボキャブラリー」と定義しておきたい。

ところで、その「いいわけ」が「いいわけ」として通用するためには、それが社会あるいは下位社会（グループ）で正当であると認められなければならない。いわば「いいわけ」はその社会（グループ）が共有する「いいわけリスト」に載っていないなければならないのである。「いいわけ」によって、外部者の判断による客観的な正当性にかかわらず、内部者は「納得」をする。逆に言えば「いいわけ」を分析することで日本における「正当な」社会ルールの本質をさぐることができる。

ここでは「いいわけ」を分析するためのケース・スタディーとして、スポーツの社会から最近の話題3つを取りあげ、スポーツに関わる人々による有効な「いいわけ」を通して日本の社会におけるスポーツの「文化」的側面を考えてみたい。対象は1990年から91年にかけて新聞紙上に現れた高校、大学、プロの各レベルにおける話題である。

第1は朝鮮高級学校の高体連・高野連加盟をめぐる論議であるが、ここでは意志決定をする側の団体（機関）の代表者たちが、自らの決定や主張のためにどのようなボキャブラリーを使用したかを吟味し、そこにみられる問題点を明らかにしたい。

第2は1990年秋の関西学生アメリカンフットボールリーグにおける監督・コーチのコメントを新聞記事に現れた範囲で分析する。この競技を取りあげた理由は、野球と同様アメリカ生まれであるために日米文化比較の素材として適していること、さらに「見るスポーツ」として少なくとも関西では多くの観客を引きつけテレビ放映も盛んであること、そして野球ほど豊富ではないが、コーチのコメントが新聞に記載されるため客観的な分析に適することが挙げられる。

最後にプロ野球、中日・落合選手の年俸調停問題（1991年春）を取りあげる。これはプロの世界の個人と集団との交渉ごとという点および日米文化比較という点で、当報告のテーマには格好の材料を提供してくれたといえる。

このように高校・大学・プロの3つのレベルで、さらに競技運営組織（管理者側）および行政、監督・コーチ、個人とチーム（球団）というそれぞれの立場から発せられた「ボキャブラリー」を分析すると、そこには日米共通の競技であるにもかかわらず極めて日本的な発想というか、日本の文化に根付いた価値観が垣間みられる。この報告はこれまでにない新しい視点を提供することによって、ひとつの問題提起としたい。

以上